

(5) 財団法人 鳥取県国際交流財団給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成19年度）

職 員 数	給 与 費			
	給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計
8 人	18,379 千円	3,347 千円	3,420 千円	25,146 千円

（注）職員手当には退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成20年4月1日現在）

国際交流推進員職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
160,775 円	173,908 円	33 歳

（注）1 「平均給料月額」は、扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		初 任 給	備 考
国際交流 推進員職	大学卒	156,200 円	公社等職員の基準給料・主事級最低額 に1.1を乗じた額。
	高校卒	156,200 円	

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		経験年数				備考
		5 年	10年	20年	30年	
国際交流 推進員職	大学卒	160,775 円	160,775 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	内 容			
期末手当 勤勉手当 （次長級以上は 県の規定に準 ずる）	（支給割合）			
	区分	期末手当	勤勉手当	
	6月期	0.235 月分 (1.2) 《 1.2 》	0.075 月分 (0.71) 《 0.7 》	
	12月期	0.265 月分 (1.4) 《 1.4 》	0.075 月分 (0.71) 《 0.7 》	
	計	0.5 月分 (2.6) 《 2.6 》	0.15 月分 (1.42) 《 1.4 》	
	（注）（ ）内は事務局長、《 》が次長の支給割合です。 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			
	（平成19年度実績）			
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給額	
	3,419,751 円	8 人	427,469 円	
退職手当 （県の規定に 準ずる）	（支給率）			
	区分	自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	
	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	
	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	
	勤続40年	53.5 月分	59.28 月分	
	（その他の加算措置） ・定年前早期退職特例措置 制度なし ・在職期間中の各月について、職員の属する区分に応じて定める調整 月額のうち、その額の多いものから60月分の調整月額を合計した額 を加算			
	（平成19年度実績） 該当なし			
時間外勤務 手当	年 度	支給総額	支給対象 職員数	1人当たり 平均支給年額
	平成19年度	900,392 円	7 人	128,627 円

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当 (県の規定に準ずる)	一定の管理または監督の地位にある職員	職務の級に応じて定額を支給(月額58,200円)	
		(平成19年度実績) 1人当たり平均支給月額 56,184円	
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	10,500円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500円
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで	11,000円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算
		(平成19年度実績) 1人当たり平均支給月額 21,214円	
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 自宅居住者	新築・購入の日から5年を経過するまでの間 2,500円
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		(平成19年度実績) 1人当たり平均支給月額 27,000円	
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の又はのうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円の範囲内で支給
		ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
		工 駐車料金を負担している場合	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給（1ヶ月あたり3,000円を上限とする。）
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
	(平成19年度実績)		
		支給総額	支給職員数
	1,193,572 円	8 人	12,433 円

6 役員の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
常 務 理 事	238,000 円	6月期 1.9月分 12月期 2.1月分	

- ・ 役員の報酬は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。（寄附行為第18条）常務理事以外は非常勤のため無報酬としている。
- ・ 常務理事については、常勤のため「公社等職員の基準給料」事務局長職の金額の給料及び県職員の規程に準ずる手当を支払うこととしている。